

令和8年度 金山町小規模事業者支援事業補助金のお知らせ

令和8年度から商工活性化・持続化支援施策として、町内に事業所を有する小規模事業者について、持続的な経営に向けた取り組み又は創業を支援する事業を開始します。事業内容については、以下のとおりです。

1. 支援内容

- (1) **創業支援** 町内において創業し、1年以上事業を展開する事業について、店舗の建築・改装費（土地の取得は対象外）、創業に係る消耗品・備品購入費（専用性のあるものに限る。中古品も可。）、広告宣伝費、その他創業に要する経費の一部を補助します。
- (2) **持続化支援** 一年以上継続して同一事業を営んでいる事業者が行う商工業機能の維持・向上、販路開拓等のための事業について、改装工事費（土地の取得は対象外）・備品購入費（専用性のあるものに限る。中古品も可。）、届出・許可等に必要経費、広告宣伝費、ホームページ作成費、その他事業推進に要する経費の一部を補助します。
- (3) **キャッシュレス化推進**
町内において創業し、1年以上事業を展開する事業者、もしくは創業を予定しており申請年度内に事業を展開する事業者を対象として、消費者の利便性向上と事業者の生産性向上を目指すためにキャッシュレス化を図るための備品やソフトウェアの購入に要する経費の一部を補助します。

2. 公募申請期間

令和8年4月1日（火）～令和9年8月31日（日）

3. 対象者及び補助率等

- (1) **対象者** 金山町内に売上げを生ずる主たる事業所がある次の小規模事業者
 - 卸売業・小売業・サービス業（娯楽業以外）・・・常時使用する従業員の数 5人以下
 - 製造業その他・・・常時使用する従業員の数20人以下
- (2) **補助率** 補助対象経費の2/3以内（創業支援・持続化支援）
補助対象経費の10/10以内（キャッシュレス化推進）
- (3) **補助上限額** 40万円（創業支援・持続化支援） 10万円（キャッシュレス化推進）

4. 申請方法

- (1) **申請書類** （申請書は役場産業課、役場HP、もがみ北部商工会金山事務所にあります。）
 - ①金山町小規模事業者支援事業補助金交付申請書
 - ②金山町小規模事業者支援事業事業計画書

- ③個人事業者の場合、金山町小規模事業者支援事業個人事業の開業報告書又は同様の内容が確認できる書類。法人の場合、登記事項証明書。
- ④申請者資格等が適正である誓約及び調査同意書
- ⑤事業所の改修等の場合、凶面及び見積書並びに改修等前の事業所内及び周辺の写真
- ⑥金山町小規模事業者支援事業創業計画書（※創業支援事業の場合）
- ⑦その他町長が必要と認める書類

(2) 提出先

金山町役場 まちづくり課 商工観光係
〒999-5402 最上郡金山町金山324-1
TEL 0233-29-5640（直通）

5. 申請から交付決定、補助金交付までの流れ

- 事前にもがみ北部商工会金山事務所へ相談し、事業計画策定の支援を受ける。（随時受付）



- 交付申請期間内に申請書等を金山町役場に提出。
（もがみ北部商工会金山事務所経由を含む）



- 町が交付の可否を決定し、結果を申請者へ通知。



- 交付決定後に、事業に着手。



- 事業完了後（事業費支払いを含む）に実績報告を町へ提出。



- 実績報告に基づき、町が補助金を交付

※ 予算の上限に達し次第、公募を終了とさせていただきますのでご理解のほど
お願いいたします。

○問合せ先

金山町まちづくり課商工観光係

TEL 29-5640（直通）

もがみ北部商工会金山支部事務所

TEL 52-2349